

岩手県告示第417号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成24年岩手県告示第393号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 県内全域
- 2 実施した期間 平成24年5月25日から平成25年3月29日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）